

デイサービス虹色 指定地域密着型通所介護事業及び 札幌市通所型サービス 運営規程

（事業の目的）

第1条 下記事業者が設置する下記事業所において行う指定地域密着型通所介護事業及び札幌市通所型サービス（以下「事業」という。）は、要介護状態又は要支援状態に相当する状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

- (1) 事業者：社会福祉法人溪仁会
- (2) 事業所：デイサービス虹色

（運営の方針）

第2条 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画及び総合事業通所型介護計画書を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする。

- 2 事業所は、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を的確に把握し、妥当適切に行うものとする。
- 4 サービス提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：デイサービス虹色
- (2) 所在地：北海道札幌市南区藤野2条12丁目20番1号

（従業者の職種、員数および職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1名（常勤職員）

管理者は、従業者および業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 地域密着型通所介護従業者

生活相談員 1名以上

看護職員 1名以上

介護職員 1名以上

機能訓練指導員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申込に係る調整、他の従業者に対する助言および技術指導、居宅介護支援事業者等との連携・調整を行い、また他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画及び総合事業通所型介護計画書の作成等行う。

看護職員は、利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行う。

介護職員は、地域密着型通所介護計画及び総合事業通所型介護計画に基づき、必要な日常生活の世話および介護、機能訓練を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導および助言を行う。

（営業日および営業時間）

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。
(土日祝祭日及び12月30日から1月3日を除く)
- (2) 営業時間 8時15分～17時15分とする
- (3) サービス提供時間 9時45分～16時00分とする。

（事業の利用定員）

第6条 利用定員は、15名とする。

（事業の内容）

第7条 事業の内容は、次に掲げるもの及びその他必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 通所介護計画の作成
- (2) 送迎
- (3) 介護

- (4) 食事
- (5) 入浴
- (6) 機能訓練
- (7) 健康管理
- (8) 相談及び援助

(利用料等)

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合の交通費は、1 km 毎に30円。

(2) 食事の提供に要する費用については、1食につき600円。

(3) 教養娯楽費：参加した場合のみ、1日につき30円。

(4) 外出行事費：参加した場合のみ、1回につき300円。(別途、昼食代と施設利用料は自己負担)

(5) キャンセル料：当日9：00以降にキャンセルした場合、食材費として600円。

(6) おむつ代：事業所のおむつを使用した場合、1枚につき100円。

(7) 写真代：希望する場合、1枚につき30円。

(8) その他、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

なお、本項の費用の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

4 サービス提供開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用料ならびにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

5 費用を変更する場合は、あらかじめ、前項と同様に利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

6 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次の通りとする。

札幌市南区

(衛生管理等)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者と事業所の衛生管理に努めるとともに、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所は、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。

2 特に、感染症の疑いが少しでもある場合には、必ず事前に事業所に連絡すること。

3 食事は、特段の事情がない限り事業所が提供する食事を摂るものとする。

4 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用すること。

5 他の利用者の迷惑になる行為はしないこと。

6 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を攻撃したりしないこと。

7 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出したりしないこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(サービスの提供の記録)

第13条 事業所は、サービスを提供した際には、その提供日及び内容、費用の額、その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記録するものとする。

2 事業所は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する

とともに、利用者から申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

避難、救出その他必要な訓練を行う回数：年 2 回

(苦情処理)

第 16 条 事業所は、サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

5 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の同意を得るものとする。

(身体的拘束等)

第 18 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という）を行わないものとする。

- 2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

第 20 条 事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所の行う事業を地域に開かれたサービスとしサービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員または市町村の職員、地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。

- 4 事業所は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（職場におけるハラスメント防止）

第 21 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 22 条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修：採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修：年 2 回
- 2 事業者は、従業員が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。